

被災者生活再建支援金の 支給対象が拡充されました

～損害割合※が30%台の方も支給対象となります～

※住宅の主要な構成要素の経済的被害の、住家全体に占める割合

被災者生活再建支援制度の内容

新たに「中規模半壊」が対象となりました

被災世帯の区分	損害割合	支援金の支給額		
		基礎支援金	加算支援金	
			住宅の再建手段	支給額
全壊	50%	100万円	建設・購入	200万円
			補修	100万円
			賃借	50万円
大規模半壊	40%	50万円	建設・購入	200万円
			補修	100万円
			賃借	50万円
中規模半壊	30%	—	建設・購入	100万円
			補修	50万円
			賃借	25万円

(※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)

中規模半壊について

- 自然災害によりその居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅にて居住することが困難であると認められる世帯については、「中規模半壊世帯」として、新たに支援金の対象となります。
- 既に交付している罹災証明書で「半壊」の判定を受けている方で、上記の条件に該当すると思われる方は、役場税務課までご相談ください。
- 中規模半壊の判定に必要な書類
罹災証明書、家屋の被害状況が分かる写真【※1災害救助法の応急修理を活用せず、個人で修理を行なった方は、修理前後の写真】
※1「災害救助法の応急修理」とは、準半壊以上の住家被害を受けた方が、補助を受け、応急修理を行なったものです。
「半壊」の場合は、59万5千円以内の補助額となります。

問い合わせ先

- 中規模半壊について
球磨村役場 税務課 電話：0966-32-1113 (直通)
- 被災者生活支援再建支援金について
球磨村役場 住民福祉課 電話：0966-32-1112 (直通)